

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

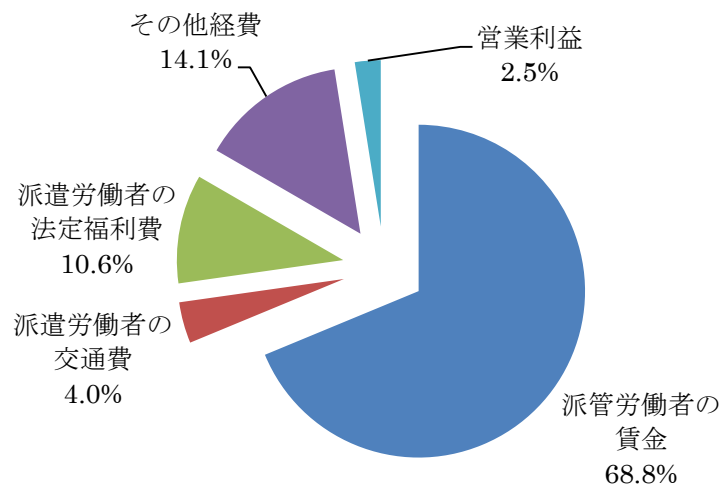
派遣元事業主（当社）は、労働者派遣事業の適正な確保及び労働者の保護に関する法律（労働者派遣法）第23条第5項により、マージン率の公開をすることが義務付けられています。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣労働者に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣労働者に関する料金の平均額}} \times 100$$

事業所名	タケダパートナーズ株式会社
事業所所在地	神奈川県川崎市宮前区菅生二丁目1番1
派遣労働者の数	113人
派遣先数	16事業所
派遣料金の平均	18,417円
賃金の平均	13,023円
マージン率	29.3%
教育訓練の内容	新規採用時訓練、各種業務訓練
派遣労働者の待遇の決定に関わる労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している
協定書の有効期間終期	令和3年3月31日
協定労働者の範囲	特段の事情がない限り全派遣スタッフ

派遣料金の内容内訳（マージン率）



マージンには、営業利益以外に法定福利費、交通費、その他経費（教育訓練、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、維持管理人件費、車両費等）なども含まれております。